

COTOHA Voice Insight バッチプラン利用規約

実施 平成 31 年 4 月 8 日

第 1 章 総 則

(許諾の範囲)

第1条 当社は、音声ファイルを CSV 形式のテキストファイルに変換し業務効率化を支援する SaaS 型音声ファイルテキスト化サービスである、COTOHA Voice Insight バッチプラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight バッチプラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

2 本サービスの利用には別途、当社が指定するネットワークサービスの契約が必要です。

3 当社は本規約に定める条件に従い、契約者に音声ファイルを CSV 形式のテキストファイルに変換する目的での本サービスの利用権を許諾するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約及び本サービスを変更することがあります。この場合には、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更へ同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 前 2 項の定めにかかわらず、契約者の本サービスの機能の継続利用及び料金に影響がない場合、当社は事前の通知を要さず本サービスの変更を行えるものとします。

(利用地域)

第3条 本サービスの利用は日本国内に限ります。

第 2 章 契約

(申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、新規申込書に所定の内容を記入、及び捺印した上で当社に提出することにより申し込むものとします。

2 申込期限はご利用開始希望日の 10 日前です。ただし、年末年始等対象外の期間があります。

3 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が日本国内に住所を置く法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき

(2) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(3) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(4) 第 1 条（許諾の範囲）に定める本サービスの許諾の範囲を逸脱した利用及び第 26 条（契約者の義務）に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき

(5) 本サービスの申込者が第 13 条（利用停止）に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(6) 申込書に事実と異なる内容の記載がなされたとき

(7) 契約者が当社の指定するネットワークサービスを利用していないとき

(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 3 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(最低利用期間)

第5条 本サービスには最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、当社がサービスの課金開始月から起算して 6 ヶ月とします。

3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった月の翌月から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。その際の料金は、解約があった月に契約中のコースに基づき計算されます。

4 前項の定めにかかわらず、契約者が、第 2 条（本規約の変更）に定める本サービスの機能の継続利用に関わるサービスの変更及び料金の変更又は第 25 条（本サービスの廃止）に定める本サービスの一部又は全部の廃止を理由に本契約を解約する場合、当該変更又は廃止に関する当社による通知から 10 日以内に契約者が解約の申込みをした場合に限り、契約者は前項に定める支払いを要さないものとします。

(契約者の地位の承継)

第6条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約上の地位の譲渡)

第7条 契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の変更)

第8条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の変更申込書に所定の事項を記入、及び捺印の上、当社に提出することにより申し込むものとします。

(2) 変更により利用量を増やす場合、変更申込期限は変更希望日の10日前です。

(3) 変更により利用量を減らす場合、変更申込期限は変更希望月の前月末です。

(契約者が行う本契約の解約)

第9条 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の廃止申込書に所定の事項を記入、及び捺印の上、当社に提出することにより申し込むものとします。

(2) 廃止申込期限は廃止希望月の前月末です。

(当社が行う本契約の解約)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解約することができるものとします。

(1) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき

(3) 第26条(契約者の義務)に違反したとき

(4) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき

(5) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき

(6) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき

(7) 前各号に定めるほか、本規約に違反したとき

2 当社は前項の規定により本契約を解約するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第3章 利用中止等

(定期メンテナンス)

第11条 本サービスでは日本時間毎週月曜日 4:00~9:00 及び水曜日 20:00~24:00 を定期メンテナンス時間としています。

本定期メンテナンスの時間中は本サービスに接続できない場合、および接続できても一部機能がご利用できない場合がございます。

(利用中止)

第12条 当社は第11条(定期メンテナンス)に定める定期メンテナンス以外に、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社お客様サポートサイト内にごございます「COTOHA Voice Insight バッチプランの工事・故障一覧」(<https://support.ntt.com/maintenance/service/cotoha-vi>)に掲載することにより、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第13条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者への事前の通知をすることなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき

(2) 第26条(契約者の義務)の規定に違反したとき

(3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ

がある行為をしたとき

2 当社は、契約者の本サービスへのリクエスト頻度、サーバーの繁忙状況その他当社の判断に基づき、契約者による本サービスの利用に制限を設けることができるものとします。

第4章 料金等

(料金)

第14条 本サービスのコースは別紙「コース一覧」に定めるとおりとします。

2 料金は個別に提示する料金表に定めるところによります。

3 別紙「コース一覧」に定めるコースを変更したい場合は、第8条（契約者が行う本契約の変更）に基づき、当社に申込を行う必要があります。

(料金の支払義務)

第15条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(工事費の支払義務)

第16条 契約者は、初期工事費、及び変更工事費の支払を要します。

2 初期工事費、及び変更工事費は個別に提示する料金表に定めるところによります。

3 当社の申込承諾後、当社が契約者にサービスを提供開始するまでに契約の解約があった場合にも、契約者は工事費の支払を要します。

(料金及び工事費の通知)

第17条 各料金月の料金及び工事費は料金月翌月17日頃に発行される請求書により通知されます。

(支払い期日)

第18条 本サービスの料金及び工事費の支払い期日は料金月の翌月末日です。

(延滞利息)

第19条 当社は、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

(データ等の取り扱い)

第20条 本サービスでは音声認識後の音声ファイル、及び保管期限を過ぎた音声テキスト化後データについて、自動削除を行います。このため、契約者は、自らが必要とするデータについては自らの責任でバックアップを取るものとします。

2 当社は契約者のデータ（音声データ、テキストデータ、辞書データ）を閲覧、使用することは一切ありません。

3 当社は、当社の電気通信設備等に保存されたデータ及び本サービスの利用により契約者が生成したデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

4 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

(データ等の利用)

第21条 当社は、当社の電気通信設備等の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備等に保存されたサービスログ及びアクセスログ等のデータを確認、分析、調査及び複製又は複製等必要な行為をすることができるものとします。

2 前条の定めに係わらず、当社は契約者に個別の同意を得た場合、契約者から提供された音声データ等を当該同意に定める範囲内の目的で利用できるものとします。

3 本条の定めに係わらず、当社は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で当社の電気通信設備に保存された契約者の情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当社は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を契約者に通知するものとします。

(データの削除)

第22条 第25条（本サービスの廃止）に規定するほか、当社は第9条（契約者が行う本契約の解約）又は第10条（当社が行う本契約の解約）の本契約の解約があったときは、すみやかに当社の電気通信設備等に保存されているデータを当社指定の方式により削除できるものとします。この場合において、当社は、契約者又は第

三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負いません。

2 当社は消去されたデータは修復しません。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第23条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負いません。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、本条第1項及び第2項の規定は適用しないものとします。

第7章 雑則

(免責)

第24条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害等の損害及び第三者に発生した損害について責任を負いません。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとします。

2 当社は、明示又は黙示を問わず、本サービス（本サービスにおける音声認識の正確性、音声認識に要する時間を含みますが、これらに限られません。）の正確性、実現性、市場性、有用性、特定目的適合性、有効性並びに本サービス利用による契約者の本サービス利用対象となる業務の改善可能性についていかなる債務も負いません。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負いません。

4 当社は、当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、本サービスの利用により、契約者と第三者との間において生じた損害について責任を負いません。

5 当社は、本規約の変更等により、契約者の自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

(本サービスの廃止)

第25条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負いません。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その4か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者の義務)

第26条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 第1条（許諾の範囲）に定める許諾の範囲外の本サービスの利用をしないこと

(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(8) 適用される法令を遵守の上、本サービスにデータを送信すること

(9) 「外国為替及び外国貿易法」、これに関連する関係法令及び規則等（以下総称して「法令等」といいます。）、米国輸出管理規則（EAR）及びこれに関連する法令等、並びに輸出先の輸出管理に関する法令等に違反しないこと

(10) 本サービスが出力したデータを、直接的又は間接的に機械学習のための学習データとして用いないこと

(11) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(12) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(13) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(14) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。ただし、当該義務違反が当社の指示に基づく場合はこの限りではありません。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負いません。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

（契約者に対する通知）

第27条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

（当社の知的財産権）

第28条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと

3 当社は本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証いたしません。

4 本サービスの利用が第三者の保有する知的財産権その他の権利を侵害しているとして、契約者が、第三者より請求、警告、訴えの提起等（以下「紛争」といいます。）を受けたときは、紛争が当社の帰責事由に起因する場合を除き、契約者の費用及び責任において紛争を処理・解決するものとします。また、当社又は契約者は他方当事者が紛争を処理・解決するにあたり、合理的に可能な範囲で他方当事者に協力するものとします。

5 契約者は、本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していること又はそのおそれがあることを知った場合には、速やかに当社に連絡するものとします。

（個人情報の取扱い）

第29条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

（第三者への委託）

第30条 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部の運営業務を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 23 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

（秘密の保持）

第31条 契約者及び当社は、本規約に関連して相手方から開示された機密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に公表、漏洩し、又は本契約履行の目的以外に使用してはならないものとします。本規約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た相手方の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であつて、

(1) 機密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報、又は

(2) 口頭で開示され、(a) 開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、(b) 開示後 14 日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書に

よりその内容を詳記して受領者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報をいいます。

2 ただし、次に掲げるものは機密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 受領当事者への開示後に受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報
- (3) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 受領当事者が開示当事者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報
- (5) 開示当事者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

3 いずれの当事者も、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を相手方に通知するものとします。

4 本条に定める義務は、本契約が終了した日から1年間、引き続き有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第32条 契約者は、現在、自社又は自社の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、共生者、暴力団等親交者、その他これらに準ずる反社会的団体又は勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないこと並びに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、契約者が反社会的勢力であること又は第1項各号及び第2項各号の一に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、契約者の調査を行うことができ、契約者はこれに協力するものとします。また、契約者は、自らが第1項各号及び第2項各号の一に該当する又はそのおそれがあることが判明した場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。

4 当社は、契約者が前三項のいずれかに違反した場合は、契約者の有する期限の利益を喪失させ、また通知又は催告等何らの手続きを要することなく、契約者に対する書面による通知により、直ちに利用規約等の名称を問わず、契約者からの全ての申込みの全部又は一部を解約することができるものとします。

5 当社は、前項に基づく解約により契約者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

(不可抗力)

第33条 地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当社の合理的な管理を超える事由（以下「不可抗力」という。）により、本規約に基づく当社の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当社は契約者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。

2 前項により、契約者が過大な損害を蒙る場合は、当社と契約者はその負担について協議の上、解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第34条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第35条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第36条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

(存続条項)

第37条 第7条（契約上の地位の譲渡）、第19条（延滞利息）、第22条（データの削除）、第24条（免責）、第26条（契約者の義務）2項、第28条（当社の知的財産権）、第29条（個人情報の取扱い）、第31条（秘密の保持）、第34条（管轄裁判所）乃至第37条（存続条項）の規定は、本契約の有効期間の終了後も有効とするものとします。

2 本契約において発生した一方当事者の他方当事者に対する金銭債務は、本契約の終了により免除されないものとします。

別紙 コース一覧

提供するコースは下表のとおりとします。

コース名	1 か月あたり音声認識利用可能時間
100 時間コース	100 時間
300 時間コース	300 時間
500 時間コース	500 時間
1000 時間コース	1000 時間
2000 時間コース	2000 時間
3000 時間コース	3000 時間
4000 時間コース	4000 時間
5000 時間コース	5000 時間
6000 時間コース	6000 時間
7000 時間コース	7000 時間
8000 時間コース	8000 時間
9000 時間コース	9000 時間
10000 時間コース	10000 時間
11000 時間コース	11000 時間
12000 時間コース	12000 時間
13000 時間コース	13000 時間
14000 時間コース	14000 時間
15000 時間コース	15000 時間
16000 時間コース	16000 時間
17000 時間コース	17000 時間
18000 時間コース	18000 時間
19000 時間コース	19000 時間
20000 時間コース	20000 時間

また、導入の際には初期費用、コース変更の際には変更工事費用が別途発生します。

附則（平成 31 年 4 月 5 日 ACAI 00482721 号）

（実施期日）

この改定規約は、平成 31 年 4 月 8 日から実施します。

附則（令和 2 年 2 月 27 日 ACAI 00609204 号）

（実施期日）

この改定規約は、令和 2 年 3 月 28 日から実施します。

附則（令和 2 年 7 月 13 日 APS1 サ 00669507 号）

（実施期日）

この改定規約は、令和 2 年 8 月 17 日から実施します。

（経過措置）

この改正規約実施の際現に、改正前の規約の次表左欄の記述は、同表右欄の記述に変更します。

Arcstar Universal One	当社が指定するネットワークサービス
クラウドコネクト接続機能 Google 接続タイプ	

附 則（令和2年12月25日 APS1サ00728992）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の COTOHA 利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

COTOHA Voice Insight 利用規約 契約	COTOHA Voice Insight バッチプラン 利用規約 契約
--	---

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和 3 年 1 月 26 日 A P S 1 サ 00737077 号）

（実施期日）

この改定規約は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。

附則（令和 3 年 5 月 25 日 A P S 企第 00787261 号）

この改正規定は、令和 3 年 6 月 1 日から実施します。